

解散・清算の手続き

長野県企画振興部広報・共創推進課

1 解散

(1) 解散とは

法人の解散とは、法人としての通常の権利能力を消滅させることで、一般に、法人が活動を停止し、残余財産を整理する段階に入ることをいいます。したがって、解散したからといって直ちにNPO法人としての責任がなくなるわけではなく、清算手続きをすすめる必要があります。

なお、特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属します。(特定非営利活動促進法 [以下、「法」という。] 第32条の2)



(2) 解散の事由 (法第31条)

	解散の事由	要件等
①	社員総会の決議	総社員の4分の3以上の賛成。ただし、定款に別段の定めがあるときはこの限りでない。(法第31条の2)
②	定款で定めた解散事由の発生	
③	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	所轄庁の認定が必要。(法第31条第2項) 認定を受けようとするときは、「解散認定申請書」(様式第9号)を所轄庁に提出する。(法第31条第3項)
④	社員の欠亡	社員が1人もいなくなったとき。
⑤	合併	
⑥	破産手続開始の決定	法人が債務を完済することができなくなった場合に、裁判所は、理事若しくは債権者の申立て又は職権で、破産手続開始の決定をする。(法第31条の3)
⑦	設立の認証の取消し	改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達成することができないとき又は3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないとき。(法第43条)

(3) 解散届出

①社員総会の決議、②定款で定めた解散事由の発生、④社員の欠亡又は⑥破産手続開始の決定によって解散した場合、遅滞なく所轄庁に届け出なければなりません。(法第31条第4項)

解散登記後、様式第10号の「解散届出書」を所轄庁に提出してください。

2 清算

法人は、解散すると清算法人に移行します。

(1) 清算法人

解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまで存続します。(第31条の4)

(2) 清算人

法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人になります。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときはこの限りではありません。(法第31条の5)

【清算人の業務】(法第31条の9)

① 現務の終了

清算人は、現在の活動を終結させるための業務を行います。

② 債権の取立て及び債務の弁済

解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければなりません。その期間は、2ヵ月を下ることができません。(法第31条の10)

※ 「公告は、官報に掲載してする」と規定されています。(法第31条の10第4項)

【官報掲載の申込み先】長野県官報販売所(長野西沢書店内)

住所 長野市大門町66-1 TEL 026-233-3187 FAX 026-233-3186

Email nagano@gov-book.or.jp

③ 残余財産の引渡し(法第32条)

債権・債務の整理後、残余財産がある場合は、第三者に譲渡する必要があります。(社員に配分することはできません。)定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属し(法第32条第1項)、定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます。(第32条第2項)これらにより処分されない財産は、国庫に帰属します。(法第32条第3項)

【譲渡先は、法律上次に掲げる者から選定】(法第11条第3項)

- 1、他の特定非営利活動法人
- 2、国又は地方公共団体
- 3、公益社団法人又は公益財団法人
- 4、私立学校法第三条に規定する学校法人
- 5、社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人
- 6、更生保護事業法第二条第六項に規定する更生保護法人

(3) 清算終了の届出

清算が終了したときは、清算人はその旨を所轄庁に届け出なければなりません。(法第32条の3)
清算終了の登記後、様式第13号の「清算終了届出書」を所轄庁に提出してください。

登記については、長野地方法務局本局にお問合せください。

法務局では登記手続き案内を予約制で行っています。予約電話問い合わせ先 026-235-6619